

平成28年度 加盟団体事業助成事業 実施要項

- 1 目 的 高岡市体育協会の加盟団体の事業に対し助成を行うことにより、本市の体育・スポーツの振興を図るとともに、ジュニア層の普及・育成並びに競技力向上と指導者の養成・育成を図ることを目的とする。
- 2 事業主体 加 盟 団 体
- 3 共 催 (公財)高岡市体育協会
- 4 期 間 平成28年4月1日～平成29年3月31日
- 5 助成対象 (1) ジュニア (小・中・高校生) を対象とするスポーツ教室・講習会・大会
(2) 指導者を対象とする講演会・講習会 (招聘事業)
(3) その他必要と認めるもの
※ 各競技団体が主催する、一般・成年(登録会員)を対象とする競技大会は、対象外とする。
- 6 助 成 額 (公財) 高岡市体育協会の「加盟団体事業助成事業」の予算を充当する。
(1) 一事業あたりの助成額は、10万円を限度とする。
但し、各種競技会・大会への助成は、5万円を限度とする。
(2) 助成額は、事業費の1/2(50%)以内とする。
※ 継続事業については、財政自立を目指すよう努める。
- 7 実施方法
 - (1) 事業申請
事業助成を受けようとする加盟団体は、事業計画書 (様式2) 及び収支予算書 (様式3) を高岡市体育協会 (以下「本協会」という) に提出する。
 - (2) 審 査
本協会の競技スポーツ部会において事業申請の審査を行い、各団体の助成額を査定する。
 - (3) 交付決定通知
本協会は、上記 (2) に基づき助成額を決定し、当該団体へ通知する。
 - (4) 交付申請
当該団体は、交付決定通知に従いあらためて、助成金交付申請書 (様式1)、事業計画書 (様式2)、収支予算書 (様式3) 及び実施要項を本協会へ提出する。
 - (5) 聴取及び視察
本協会は、必要に応じ、事業の実施状況を聴取および視察する。
 - (6) 報 告
当該団体は、事業終了後直ちに事業報告書 (様式4・5) 及び収支決算書 (様式6) を本協会へ提出する。なお、支出に伴う領収書 (コピー可) を添付するものとする。